平成２８年度　社会福祉法人弥富市社会福祉協議会　事業計画

○基本方針

平成２８年度は、弥富町、十四山村の両社会福祉協議会が合併し、弥富市社会福祉協議会が誕生してから１０周年にあたります。

この間、住み慣れた場所で、健康で安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域福祉活動の推進に努めてまいりました。

近年の弥富市社会福祉協議会を取りまく社会環境は、急速な少子高齢化の進展や家族形態の多様化、近隣との結びつきや地域社会との関わりの希薄化、コミュニティ機能の低下などにより、大きく変化し、福祉に対するニーズはますます複雑、多様化の一途をたどっております。

公的制度だけでは解決できない様々な地域福祉課題や多様化する福祉ニーズに対応するため、あるいは、障がいの有無にかかわらず、子どもからお年寄りまで、本会の基本理念でもある「誰もが安心、安全に暮らせる福祉のまちづくり」をすすめるためには、人と人との絆、地域の絆を大切に、区長会や民生児童委員協議会、福祉施設、ボランティア、行政など、地域福祉を真剣に考える方々と連携、協働しながら、地域の福祉力を一層高めていく必要があります。

そのためにも、不安定な雇用情勢や心身のストレスによる「社会的孤立」、「声なき貧困（サイレント・プア）」に目を向け、耳を傾け、前年度より委託を受けた生活困窮者の自立を支援する「生活自立支援センター」の更なる充実を図り、経済的かつ、社会的に自立できるよう支援します。また、介護保険法の改正に伴い新たに施行される介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な制度運用と効果的な実践を図ります。

さらに、大規模災害時における災害ボランティアセンターの体制整備など、個人情報を保護し、責任と透明性のある各種事業を積極的に展開してまいります。

福祉の発展なくして、社会の発展はありえません。
お金や物は確かに必要ですが、人を支えるのは、人でしかないのです。

“や”やさしさにあふれ

“と”ともに生き

“み”みんなでつくる魅力あるまちの

“ふ”ふだんの

“く”くらしの

“し”しあわせ

を願い『や・と・み・ふ・く・し』の発展向上に努めてまいります。

○重点目標

① 判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で保護・支援するため成年後見制度の内容や活用方法、申し立てに関する相談支援を行うとともに、周知啓発を図ります。

② 福祉サービスを利用する際の援助や書類預かり等を行う日常生活自立支援事業を通して、認知症高齢者等が安心して暮らせるよう支援します。
③ 小地域での見守り活動等の活性化を図り、一人暮らし高齢者等への情報発信や状況確認、安否確認等により細やかな対応や支援につなげられるよう進めてまいります。
④ 大規模災害に備えた災害時の対応体制の整備を強化してまいります。
⑤ 市より受託運営する障害者相談支援事業や、生活自立支援センターの運営を行い、市との連携のもと迅速に取り組める体制づくりを整備し、ワンストップサービスの充実に努めます。

○事業内容

・法 人 運 営 部 門

（1）総　務　事　業

（ア）法　人　運　営　事　業

・理 事 会 評 議 員 会　⇒　法人運営事項について、協議、議決を行います。
・会　員　の　募　集　⇒　個人、法人の方に加入を促進し、自主財源の確保に努めます。
・体　制　の　整　備　⇒　事務、事業の効率化を促進します。

（イ）企 画 広 報 事 業

・寄 付 者 等 の 顕 彰　⇒　高額寄付者等の顕彰を行います。
・広　報　紙　発　行　⇒　広報紙『やとみの福祉』やホームページを使用し、閲覧に供します。
・１ ０ 周 年 記 念 事 業　⇒　合併１０周年を記念して、各種表彰等を行う弥富市社会福祉大会を開催します。また、弥富市社会福祉協議会の知名度及び市民の福祉に対する関心度を高めるため、独自のロゴマーク及びマスコットキャラクターを作成します。

（2）福祉援助活動事業

（ア）心配ごと相談所事業

・心配ごと相談所の開設　⇒　一般相談、法律相談及び結婚相談を行います。
・見 舞 金 の 贈 呈　⇒　罹災見舞金を贈ります。
・法 外 援 護 費 の 給 付　⇒　行旅病人等への援護費の給付を行います。

（イ） 福祉用具短期貸出事業　⇒　車いすの短期間貸出を行います。

（3）資 金 貸 付 事 業

（ア）生活福祉資金貸付受託事業　⇒　県社協と連携し、資金の貸付、相談を行います。
（イ）くらし資金貸付受託事業　⇒　低所得者対象に小口資金の貸付、相談を行います。

（4）共 同 募 金 委 員 会

（ア）共　同　募　金　事　業　⇒　共同募金委員会に関する事務を行います。

・地域福祉活動推進部門

（1）地 域 福 祉 事 業

（ア）福祉でまちづくり事業

・地 域 福 祉 活 動 事 業 ⇒ 福祉施設等で中学生、高校生の福祉体験学習を促進する等、各種地域福祉事業の企画立案を行います。

・結 婚 活 動 事 業 ⇒ 婚活パーティーの企画立案を行います。

（イ）団 体 育 成 事 業 ⇒ 各種団体の活動費の助成を行うほか、事業の計画、実施の援助を行います。

［ 福寿会連合会・遺族会・子ども会連絡協議会・身体障害者福祉会・ひまわり会 母子福祉会・共同募金委員会・民生委員協議会等 ］

（ウ）戦没者追悼式受託事業 ⇒ 戦没者をしのび、遺族とともに平和を誓います。

（2）敬 老 事 業

（ア）敬 老 会 受 託 事 業 ⇒ 敬老会を開催し、長寿のお祝いをします。

（イ）金 婚 式 受 託 事 業 ⇒ 結婚５０周年のお祝いをします。

（3）共同募金配分金事業

（ア）高齢者福祉活動事業 ⇒ ひとり暮らし高齢者を対象に交流会（ふれあい昼食会）を行います。

（イ）障害児者福祉活動事業 ⇒ 障がいのある方を対象に機能回復訓練を行います。

（ウ）母子父子福祉活動事業 ⇒ 親子一緒に体験学習をします。

（エ）児童青少年福祉活動事業 ⇒ 児童・生徒会の育成を図ります。

（オ）ボランティア活動育成事業 ⇒ ボランティア連絡協議会の活動費助成、支援等を行います。また、ボランティアニーズ等の把握、ボランティア養成講座等を開催します。

（カ）福 祉 育 成 援 助 事 業 ⇒ 市内の学校を社会福祉協力校に指定し、福祉実践教室等の実施、支援、協力を行います。

（キ）災害ボランティアセンター事業 ⇒ 大規模災害に備えた各種連携強化、災害ボランティアセンターを設置運営します。

（4）歳末たすけあい配分金事業

（ア）歳末たすけあい事業 ⇒ 歳末に福祉映画会（募金活動同時）を実施します。

・在宅福祉サービス推進部門

（1）居宅介護支援事業所 『弥富市社会福祉協議会なでしこ指定居宅介護支援事業所』

（ア）居 宅 介 護 支 援 事 業

・居 宅 介 護 支 援 事 業 ⇒ サービス利用の相談、ケアプランの作成を行います。

・要介護認定調査受託事業 ⇒ 介護保険にかかる要介護認定調査を行います。

・地域包括支援センター受託事業 ⇒ 高齢者等の相談を受けます。

（2）訪 問 介 護 事 業 所 『弥富市社会福祉協議会なでしこ指定訪問介護事業所』

（ア）訪 問 介 護 事 業 ⇒ 要介護・要支援者宅にホームヘルパーを派遣し、身体介護、生活援助を行います。

（イ）障害者居宅介護等事業 ⇒ 障がい者宅にホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助、移動支援を行います。

（ウ）ホームヘルプサービス事業 ⇒ 市の要請によるホームヘルパーの派遣及び自費のホームヘルプサービスを行います。

・福祉サービス利用支援部門

（１）相談支援事業所 『弥富市社会福祉協議会なでしこ指定障害者相談支援事業所』

（ア）相 談 支 援 事 業

・相 談 支 援 受 託 事 業 ⇒ サービス利用の相談、サービス等利用計画の作成を行う。障がい児・者の相談を受けます。

・障害支援区分認定調査受託事業 ⇒ 障害支援区分の認定調査を行います。

（２）成 年 後 見 事 業

（ア）成 年 後 見 受 託 事 業

・成年後見相談支援事業 ⇒ 毎月１回、成年後見制度に関する相談を行います。

・成年後見普及啓発事業 ⇒ 成年後見制度に関する研修、講座等を行い、周知啓発を図ります。

（３）自 立 支 援 事 業

（ア）日常生活自立支援受託事業

・日常生活自立支援事業 ⇒ 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の判断能力が十分でない方のために、福祉サービスを利用する際の援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行います。

（イ）生活困窮者自立支援受託事業

・生活困窮者自立支援事業 ⇒ 生活困窮者の自立の促進に関し、包括的な支援を行う相談支援窓口として『生活自立支援センター』の受託運営を行います。

・施 設 福 祉 部 門

（１）施 設 受 託 事 業 就労継続支援Ｂ型事業所『チャレンジハウス弥富』及び地域活動支援センター事業所『地域活動支援センター十四山』

（ア）就労Bチャレンジハウス弥富 ⇒ 一般企業等での就労が困難な障がいのある方に働く場を提供するとともに、就労移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

（イ）地域活動支援センター十四山 ⇒ 障がいのある方に、創作的活動及び生産活動の提供、社会との交流の促進を図ります。

（ウ）送 迎 事 業 ⇒ チャレンジハウス弥富及び地域活動支援センター十四山の利用者の送迎を行います。